

【特定福祉用具販売】

シャワーチェアやポータブルトイレ等が介護保険を使用して負担割合（1～3割）の金額で購入することが出来、要支援・要介護認定者を対象に年間10万円までが認められます。

購入にあたっては福祉用具計画書を作成し必要な理由を明確にします。

区役所での手続きは福祉用具専門相談員で行いますので、ご利用者様が行う手間はございません。

入浴補助用具：シャワーチェア、浴槽台、浴槽手すり、浴槽内すのこ、シャワーキャリー、入浴補助ベルト



腰掛便座：ポータブルトイレ、据置便座（和式便器にかぶせ、腰掛式にするもの）

補高便座



簡易浴槽：容易に移動できる空気式や折りたたみ式の浴槽

移動用リフトのつり具部分：移動用リフトに連結でき身体に適合するもの

自動排泄処理装置の交換可能部分：尿や便の経路となるチューブやレシーバー、タンクなど

排泄予測支援機器：膀胱内の状態、尿量を測定し介護者に知らせる装置もの

高齢者日常生活用具販売について

自宅で寝たきりになってしまった、また一人暮らしをしている 65 歳以上の方に、1 割～3 割負担で（所得によって負担割合が変わります）IH ヒーターが購入できます。

※名古屋市が行う高齢者日常生活用具給付事業となります。